

# ゆうらいふホームヘルプサービス 重要事項説明書

## 「指定居宅介護・重度訪問介護」

令和7年7月1日適用

当事業所は、居宅介護・重度訪問介護利用契約書に基づき、ご契約者に対して、指定居宅介護・重度訪問介護サービスの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1 経営法人（事業者）

- 1) 法人名 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
- 2) 法人所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地（涌谷町高齢者福祉複合施設内）
- 3) 代表者氏名 会長 都築光一

### 2 事業所の概要

- 1) 種類 ①指定居宅介護・平成18年10月1日 第0413100033号  
②指定重度訪問介護・平成18年10月1日 第0413100033号
- 2) 名称 ゆうらいふホームヘルプサービス
- 3) 所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地（涌谷町高齢者福祉複合施設内）
- 4) 電話 0229-43-6661 FAX0229-43-6670
- 5) 管理者 大槻裕子
- 6) 開設年月日 平成18年10月1日

### 3 運営方針

障害者が居宅等において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。

関係法令を遵守し、障害者が必要なときに必要な障害福祉サービスの提供ができるよう努めるものとする。また、他の社会資源との密接な連携に努めます。

### 4 主な職員の配置状況（※職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

| 職種          | 常勤 |    | 非常勤<br>(登録) | 令和7年7月1日現在      |
|-------------|----|----|-------------|-----------------|
|             | 専従 | 兼務 |             |                 |
| 管理者         |    | 1  |             | 他事業所(訪問入浴)管理者兼務 |
| サービス提供責任者   | 2  | 2  |             |                 |
| 訪問介護員(介護職員) | 1  | 3  | 7(随時増員)     |                 |

※ゆうらいふホームヘルプサービスの職員は、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護を兼務します。また、併設するゆうらいふ各事業所との連携を図るため、臨機に応じ業務上の兼務をすることがあります。

### 5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から日曜日（年中無休）
- (2) 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時
- (3) サービス提供時間 午前7時から午後7時まで

### 6 通常の営業地域 涌谷町

## 7 提供するサービスの内容

(1) 居宅介護等計画（個別支援計画）の作成

(2) 各サービスの内容

|            |   |
|------------|---|
| 居宅介護       | <b>【身体介護】</b><br>◎食事の介助 ◎排せつの介助・おむつ交換 ◎体位変換の介助 ◎更衣の介助 ◎起床介助・就寝介助 ◎入浴の介助 ◎身体の清拭・洗髪等<br>◎散歩の介助 ◎安否の確認・対話 ◎通院・通所・買い物等の介助など |
|            | <b>【家事援助】</b><br>◎掃除・整理整頓 ◎洗濯 ◎食事の準備や調理 ◎買い物など日常生活のお世話  |
| 重度訪問<br>介護 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。   |

(3) その他必要な生活等に関する相談、助言

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス提供責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 8 サービス利用に関する留意事項

1) サービス提供を行う訪問介護員

- ①サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替でサービスを提供します。
- ②サービスの提供にあたる訪問介護員について、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

2) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「4. 提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③備品等の使用

サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

3) 利用の中止・変更等

利用者は、サービスの利用を中止又は変更する場合には、利用者はサービス実施日の前日まで申し出るものとします。中止等を行った場合は、担当のケアマネージャーにその旨連絡するものとします。

4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

5) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② 利用者もしくはその家族からの物品の授受
- ③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 9 緊急時及び事故発生の対応（契約書第6条参照）

サービス実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

## 10 身体拘束防止に関する事項

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- 2) その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者又はご家族から同意を得ます。
- 3) 身体拘束等の定期成果の為の指針を整備し従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的に開催します。

## 11 虐待防止に関する事項

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置（管理者）しています。
- 5) 成年後見制度の利用を支援します。
- 6) 苦情解決体制を整備しています。
- 7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 12 感染症や災害への対応力向上について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画となります。

- 1) 感染症や災害に係る事業所ごとの業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等）を従業員に周知します。
- 2) 従業員に対し、研修や訓練を実施します。
- 3) 適切に実施するための担当者を置きます。

## 13 守秘義務等について（契約書第6条参照）

1) 事業者、従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了した後も継続します。

2) 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。個人情報の取り扱いについては、事業者が定める個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報保護法等関係法令等遵守し、慎重に取り扱うものとします。

## 14 損害賠償について（契約書第11条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその賠償をいたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

## 15 主なサービスの利用料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

**指定居宅介護の主な利用料金 1回あたり（給付対象1割の場合）**

| サービス内容<br>提供時間 |                               | サービスに要する時間              | 時間帯<br>(日中)<br>(8:00~18:00) |
|----------------|-------------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 居宅介護           | 身体介護                          | 所要時間30分未満の場合            | 282円                        |
|                |                               | 所要時間30分以上1時間未満の場合       | 444円                        |
|                |                               | 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合    | 646円                        |
|                | 家事援助                          | 所要時間30分以上45分未満の場合       | 168円                        |
|                |                               | 所要時間45分以上1時間未満の場合       | 217円                        |
|                |                               | 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合    | 263円                        |
|                |                               | 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 | 303円                        |
| 重度訪問介護         | イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合 |                         |                             |
|                | 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合          |                         | 406円                        |
|                | 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合          |                         | 507円                        |
|                | 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合          |                         | 608円                        |
|                | ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合   |                         |                             |
|                | 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合          |                         | 406円                        |
|                | 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合          |                         | 507円                        |
|                | 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合          |                         | 608円                        |

※特定事業所加算Ⅱ（10%）が含まれています。

※サービス提供責任者が初回、若しくは初回の指定訪問介護を行った日に属する月に指定訪問介護を行った場合には初回加算として200円をいただきます。

※支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス料金の全額（100%）となります。

※福祉・介護職員等処遇改善加算は、保険対象（一割負担の場合）月の総単位数（総回数）に  
居宅介護は41.7%を重度訪問介護には34.3%加算されます。

※特別地域加算として居宅介護、重度訪問介護に15%加算されます。

## 16 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し翌月にご請求しますので、基本的に指定金融機関でのお支払い、又は口座引落しによるお支払いとなります。

## 17 苦情の対応について（契約書第12条参照）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 涌谷町社会福祉協議会（ゆうらいふ）

電話番号 0229-43-6661

担当者 在宅介護課 課長 関谷 真理

○受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

### 行政機関その他苦情受付機関

|                      |   |
|----------------------|---|
| 涌谷町福祉課               | 所在地 遠田郡涌谷町涌谷字中江南278<br>(涌谷町町民医療福祉センター)<br>電話 0229-43-5111（代表） |
| 福祉サービス利用に関する運営適正化委員会 | 所在地 仙台市青葉区本町3-7-4（宮城県社会福祉協議会）<br>電話 022-716-9674              |

ゆうらいふホームヘルプサービスの提供の開始に際しての重要事項は、本書面の通りです。

令和 年 月 日

事業者 所在地 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦192  
名 称 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

代表者名 会長 都築光一印

| 説明同意欄 |                              | 捺印 |
|-------|------------------------------|----|
| 説明者   | ゆうらいふホームヘルプサービス<br><u>氏名</u> |    |
| 同意者   | 利用者（同意者）<br><u>氏名</u>        |    |